

伊国社福第 315 号
令和 6 年 2 月 21 日

各指定居宅介護支援事業所 管理者 様

伊豆の国市社会福祉課長

居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算について

このことについて、指定居宅介護支援事業所において前 6 月間に作成した居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護サービス等の提供総数のうち、同一の訪問介護サービス等に係る事業者（法人）によって提供されたものの占める割合が、正当な理由なく 100 分の 80 を超えている場合、減算適用期間に当該事業所が実施する居宅介護支援のすべてについて、月 200 単位を所定単位数から減算することとなっています。

つきましては、令和 5 年度後期における特定事業所集中減算に係る算定手続等を下記のとおり定めましたので、適切に対応してください。

記

1 令和 5 年度後期の判定期間

区分	判定期間	減算適用期間
後期	令和 5 年 9 月 1 日から令和 6 年 2 月 29 日	4 月 1 日から 9 月 30 日

2 書類の作成及び保存

すべての居宅介護支援事業所は、上記 1 の判定期間について、所定の事項を記載した書類（別紙「特定事業所集中減算に関する届出書（提出用兼保存用）」を作成してください。

なお、作成した書類は、市への提出の有無にかかわらず、2 年間保存しなければなりません。

様式については、下記 URL からダウンロードできます。

(<https://www.city.izunokuni.shizuoka.jp/fukusi/kenko/kyotakukaigoshien.html>)

3 書類の提出

上記 1 の判定期間について、紹介率の割合が 80% を超えている訪問介護サービス等が一つでもあった場合には、令和 6 年 3 月 15 日（金）までに上記 2 の届出書の提出をお願いします。

なお、届出書の様式に記載した「正当な理由」のうち⑤又は⑥に該当する場合は理由書の提出も併せてお願いします。

(1) 郵送 〒410-2396 伊豆の国市田京 299-6 伊豆の国市役所社会福祉課 地域福祉係

(2) メール fukusi@city.izunokuni.shizuoka.jp

4 減算の適用

紹介率の割合が 80%を超えたことについて正当な理由が無いと認められる場合は、減算を適用することになります。

(1) 届出書の様式に記載した「正当な理由」のうち⑤又は⑥に該当するとして届出があった事業所

届出があった理由について、地域的な事情等も含め諸般の事情を総合的に勘案して、正当な理由に該当するかどうか判断しますので、減算適用の有無について市から結果を通知します。

(2) 届出書の様式に記載した「正当な理由」のうち①から④までのいずれかに該当するとして届出があった事業所

国が正当な理由として例示している事項に該当しますので、市から結果は通知しません。

5 その他

新規に特定事業所集中減算適用となる場合又は当該適用期間が終了となる場合は、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（居宅介護支援事業者用）」及び「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（居宅介護支援）」の提出が必要となります。

担 当：社会福祉課

0558-76-8036